第４３号議案

豊川市学校給食共同調理場条例の一部改正について

豊川市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成２５年６月６日提出

豊川市長　山　脇　　実

豊川市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

豊川市学校給食共同調理場条例（昭和４３年豊川市条例第２号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

豊川市給食センター条例

第１条から第３条までの規定中「学校給食共同調理場」を「給食センター」に改める。

第４条中「学校給食共同調理場に場長」を「給食センターに所長」に改める。

第５条第１項中「学校給食共同調理場の」を「給食センターの」に、「豊川市学校給食共同調理場運営委員会」を「豊川市給食センター運営委員会」に改め、同条第２項中「学校給食共同調理場」を「給食センター」に改める。

別表を次のように改める。

別表第１（第２条関係）

名称	位置
豊川市学校給食センター	豊川市穂ノ原３丁目２番地の９
豊川市南部学校給食センター	豊川市小坂井町倉屋敷７５番地１

別表第２（第２条関係）

区分	管轄する学校
豊川市学校給食センター	豊川市立三蔵子小学校、豊川市立千両小学

	校、豊川市立八南小学校、豊川市立平尾小学校、豊川市立国府小学校、豊川市立御油小学校、豊川市立金屋小学校、豊川市立一宮東部小学校、豊川市立一宮西部小学校、豊川市立一宮南部小学校、豊川市立萩小学校、豊川市立長沢小学校及び豊川市立赤坂小学校並びに豊川市立中部中学校、豊川市立西部中学校、豊川市立金屋中学校、豊川市立一宮中学校及び豊川市立音羽中学校
豊川市南部学校給食センター	豊川市立豊川小学校、豊川市立東部小学校、豊川市立桜木小学校、豊川市立牛久保小学校、豊川市立中部小学校、豊川市立桜町小学校、豊川市立天王小学校、豊川市立代田小学校、豊川市立豊小学校、豊川市立御津北部小学校、豊川市立御津南部小学校、豊川市立小坂井東小学校及び豊川市立小坂井西小学校並びに豊川市立東部中学校、豊川市立南部中学校、豊川市立代田中学校、豊川市立御津中学校及び豊川市立小坂井中学校

附　則

この条例は、平成２５年８月１日から施行する。

理　由

この案を提出するのは、豊川市立学校の学校給食を適正かつ円滑に実施するため、豊川市南部学校給食センターを新たに設置し、豊川市学校給食センターとの２場体制とするとともに、各施設が管轄する学校の範囲の見直しを図り、併せて所要の規定の整備を行う必要があるからである。